

# 解 説

## 国際公会計基準審議会（IPSASB）

### コンサルテーション・ペーパー「公的部門特有の金融商品」

2016年12月21日

IPSASB ボードメンバー 公認会計士 伊澤 賢司

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 諸谷 竹生

#### 1. 本文書の目的

IPSASBにおける会計基準の開発は、通常は①コンサルテーション・ペーパー（CP）、②公開草案、③最終文書の3段階で数年間にわたり行われる。今回公表されたCPは、上記のうち、初期の①の段階に当たる。

本CPでは、公的部門特有の金融商品の中でも、各国において中央銀行が扱うことが多い流通通貨、貨幣用金、国際通貨基金（IMF）関連商品（クォータ出資金、特別引出権）の3項目を対象としている。これらの3項目の会計処理の実務は、現状各国で不統一であることから、比較可能性等に問題が生じている。本CPは、将来的には③の最終文書として国際公会計基準（IPSAS）を公表することを想定し、各国の利害関係者から広く意見を募ることを目的としている。

なお、公的部門特有の金融商品は、本CPの他に現行IPSAS第28号から第30号、及び他の進行中のプロジェクトで対応しており、その関係は以下のとおりである。

IPSAS 第28号『金融商品：表示』	
IPSAS 第29号 『金融商品：認識及び測定』	<ul style="list-style-type: none"><li>• コンセSSIONナリー・ローン</li><li>• 非交換取引を通じた金融保証契約</li></ul>
IPSAS 第30号『金融商品：開示』	
IPSAS 第28号～第30号を更新するプロジェクト（進行中）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 公的部門における証券化取引</li></ul>
非交換費用のプロジェクト（進行中）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 法的債権債務（税金・補助金など）</li></ul>
公的部門特有の金融商品のプロジェクト （本CP：進行中）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 流通通貨</li><li>• 貨幣用金</li><li>• IMFクォータ出資金・特別引出権</li></ul>

## 2. 本 CP の構成

本 CP は、以下の 5 章で構成されている。

第 1 章	はじめに及び目的
第 2 章	一般的定義
第 3 章	貨幣用金
第 4 章	流通通貨
第 5 章	国際通貨基金 (IMF) クォータ出資額及び特別引出権 (SDR)

## 3. 共通する用語の定義 (第 2 章)

本 CP では、CP 全体に共通する用語として、「通貨当局」と「準備資産」を定義している。これらは、政府財政統計上、一般的に使用されている用語である。

通貨当局 (monetary authority) とは、中央銀行又は中央政府の部局をはじめ、通常、中央銀行に帰属するオペレーションを実行する主体をいう。

- IMF の国際収支マニュアル第 6 版 (BPM 6) 第 6.66 項の通貨当局の定義から要点を抜き出したものである。

準備資産 (reserve assets) とは、国際収支上の資金調達ニーズ、為替レートに影響を与えるための通貨市場への介入及び通貨と経済への信認の維持に向けて、容易に利用可能となる通貨当局が保有する対外資産をいう。

- BPM 6 (上述) 第 6.64 項の準備資産の定義を準用したものである。

(参考) IPSASB では、基準等を作成する際に政府財政統計のマニュアル等を必ず参照することが方針として定められている。特に欧州諸国で、同じ担当部署が同じ情報源を使って財務会計と政府財政統計報告を行っている場合があるため、両者間の不要なギャップを極力無くすことが要請されている。

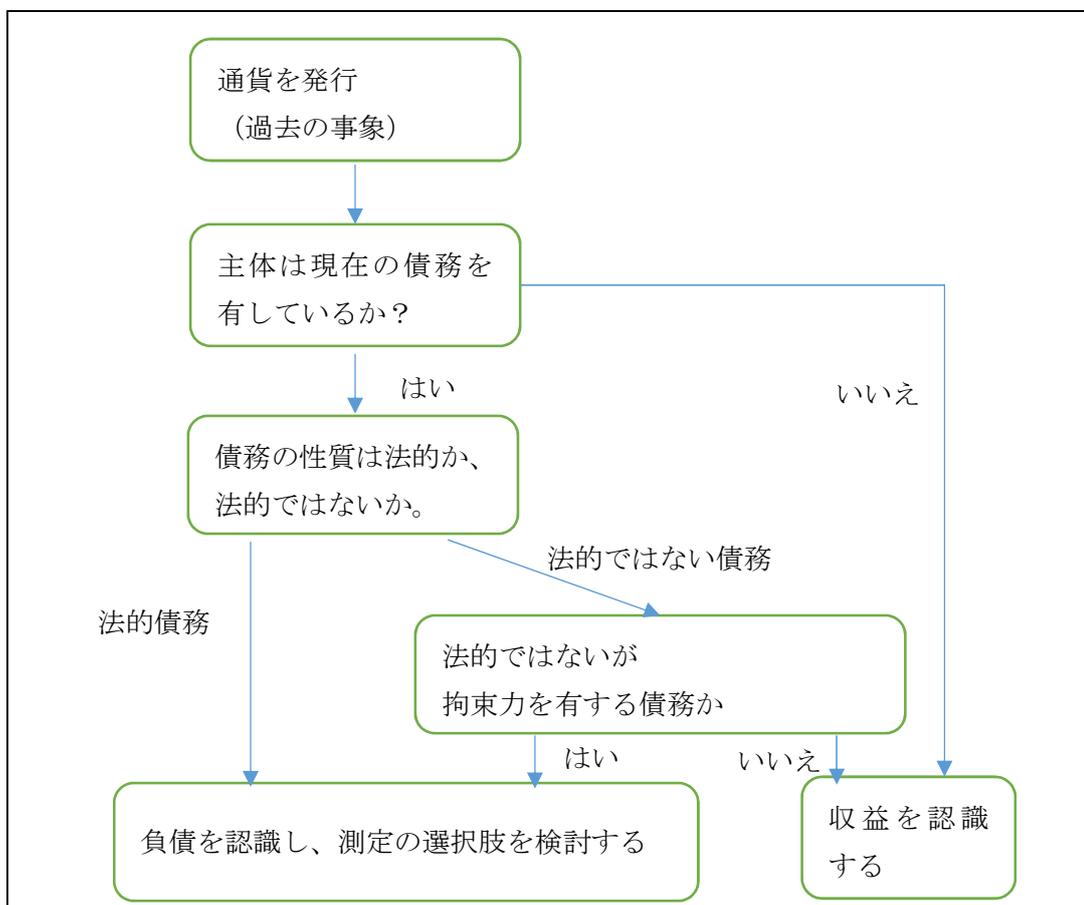
## 4. 流通通貨 (Currency in Circulation) (第 3 章)

流通通貨の定義案は以下のとおりである。

流通通貨とは、個々の経済又は当該経済が属する通貨同盟のいずれかにおける通貨当局により、又は通貨当局の代わりに発行される、法貨となる固定かつ算定可能な価値を有する現物の紙幣及び硬貨をいう。

- BPM 6 (上述) 第 3.95 項の国内通貨の説明、及び第 5.36 項の通貨の構成要素の説明を組み合わせている。

本 CP では、流通通貨の発行における負債又は収益としての会計処理について、下図のフローを提示している。



通貨の発行によって「現在の債務」が存在し、債務が「法的に拘束力を有する債務」又は「法的ではないが拘束力を有する債務」である場合には、負債を認識し測定する。ここで債務とは、損傷した通貨と新通貨との交換義務や、流通通貨に見合う担保の保有等を指す。

負債の測定基礎としては、『公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク』（『概念フレームワーク』）に定める「歴史的原価」、「履行原価」、「市場価値」のいずれかが適切であると提案されている。

現在の債務がない場合、通貨の発行は収益となる。その収益を、財務業績計算書をいったん通すのか、それとも財政状態計算書の純資産・持分を直接増減させるのが論点（コメントを求める特別の事項（SMC）3-1）となっている。

流通通貨に関する仕訳の例（紙幣の場合&流通通貨が増加する場合：付録 B より）

	借方	金額 (CU)	貸方	金額 (CU)
材料（インクや紙）の購入	棚卸資産	100	現金	100
紙幣の製造原価	棚卸資産	100	現金	100
紙幣の発行（額面）	金融資産	100,000	発行された通貨の負債	100,000
紙幣の原価の認識	発行紙幣の原価（費用）	200	棚卸資産	200

流通通貨には紙幣と硬貨とがあるが、その目的と機能は同じであるため、CP では両者の会計処理を同じにして、発行時点で負債を認識することを提案している。（予備的見解 3-2）

## 5. 貨幣用金

貨幣用金の定義案は以下のとおりである。

通貨当局により準備資産として保有される有形金をいう。  
 なお、有形金とは、最低限 1,000 当たり 995 の割合の純度を持つ現物の金をいう。

- BPM 6 の第 6.78 項の貨幣用金の説明を簡潔にまとめている。

貨幣用金は、経済的便益及びサービス提供能力を提供する資源であり、現在支配されていることから、資産の定義を満たし、かつ、資産の認識規準を満たす。

貨幣用金の測定は、絶対的なものではなく、貨幣用金を通貨当局が保有する意図（売買目的か、無期限の保有か）によって、測定基礎を決めることになる。（SMC 4-1）  
 すなわち、売買目的で保有する場合と、無期限に保有する場合である。

測定基礎は、『概念フレームワーク』に定める「市場価値」、又は「歴史的原価」のいずれかが適切であると提案されている。上記の測定基礎が適切になる状況やその理由について、利害関係者のコメントが求められている。（SMC 4-2）

本 CP では、予備的見解としては示していないが、金を外貨と同じように使用することを主な保有意図とする場合は、市場価値が最良の測定基礎となり、無期限に保有する意図の場合は、歴史的原価が適切であると考えている。

## 6. IMF のクォータ出資額及び特別引出権 (SDR)

### (1) IMF クォータ出資額 (IMF Quota Subscription)

IMF クォータ出資額とは、IMF に加盟した時点で加盟国により支払われ、事後的に調整される、割り当てられたクォータに等しい金額をいう。

クォータとは英語で「割当」の意味である。IMF に加盟する際には、このクォータを全額支払う必要があり、その最大 25%までを SDR (後述) 又は主要 5 通貨 (米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、人民元 (2016 年 10 月から追加)) のいずれかで支払い、残る 75%は加盟国の自国通貨で支払う必要がある。

IMF クォータ出資額は、現在支配されるサービス提供能力及び経済的便益を提供する資源であるので、資産の定義を満たすとされている。したがって資産の認識規準が適用される。

測定については、当初測定には「歴史的原価」が適切であり、事後測定には状況により「歴史的原価」か「正味売却価格」が適切であると提案されている。

クォータ出資額は SDR 建てであるので、各報告日で換算が必要となる。クォータ出資額の換算後価値が IMF に拠出された資源の累計額と等しい場合には歴史的原価が適切となるが、それ以外の場合には正味売却価格が適切となる。(予備的見解 5-1)

#### IMF クォータ出資額の仕訳例 (付録 F より)

	借方	金額 (CU)	貸方	金額 (CU)
IMF 加盟時	IMF クォータ出資額	200,000	米国外貨 約束手形	50,000 150,000
5 年毎の見直しによるクォータの増加	IMF クォータ出資額	40,000	米国外貨 約束手形	10,000 30,000
加盟国通貨の対 SDR 切下げ	IMF クォータ出資額	60,000	外国為替利得	60,000
通貨切下げに伴う追加支払い	IMF クォータ出資額 外国為替損失	45,000 45,000	約束手形 IMF クォータ出資額	45,000 45,000

最初の仕訳 100,000SDR を IMF に出資する。1 SDR = 2 CU (自国通貨)。25% は主要通貨のうち米ドル、残り 75%は自国通貨建の約束手形で支払う。

二つ目の仕訳 世界経済における自国の相対的な地位変動により、自国のクォータが 100,000SDR から 120,000SDR に 20,000SDR = CU40,000 増加する。

三つ目の仕訳 自国の通貨が SDR に対して切り下げられ、 $1\text{ SDR}=2.5\text{CU}$  になる。  
CU240,000 から CU300,000 に CU60,000 増加。

四つ目の仕訳 IMF の要請により、通貨切下げに伴い、クォータ出資額のうち  
国内通貨部分（75%）については、国内通貨建てで追加の支払いが必要となる。

## (2) SDR 保有 (SDR Holdings)

SDR 保有とは、IMF により創出され、準備資産を補完するために加盟国に配分される国際準備資産をいう。

IMF は加盟国に対して、各国のクォータに応じた SDR を配分することができる。配分された SDR を保有することで、加盟国はコストのかからない無条件の国際準備資産を受け取ることになる。

SDR の保有者は、下記①②のいずれかの方法を通じて、SDR と引き換えに主要 5 通貨のいずれかを入手することができる。①加盟国間での自主的な交換取極めを通じた方法。②IMF に指定された強い対外ポジションを有する加盟国が、弱い対外ポジションの加盟国から SDR を購入する方法。

本 CP では、SDR 保有は『概念フレームワーク』の資産の定義及び認識規準を満たすとされている。測定基礎には、「市場価値」を使用する。（予備的見解 5-2）

## (3) SDR 配分 (SDR Allocations)

SDR 配分とは、IMF 加盟国の SDR 会計への参加を通じて発生し、SDR 配分に関する債務をいう。

SDR 保有が加盟国に分配される際に、当該加盟国が同時に引き受ける債務が SDR 配分である。加盟直後は、SDR 保有と SDR 配分は同額となる。

SDR 保有と SDR 配分には同率の金利がかかる（2016 年 10 月 30 日現在、0.144%）。SDR 保有を使って外貨を引き出した加盟国は、SDR 保有 < SDR 配分となる。SDR 配分が SDR 保有を超過すると、その超過分は加盟国にとって純金利負担が必要となる。

本 CP では、SDR 配分は、IMF の他の加盟国に対する現在の債務が存在し、負債の決済を回避するために現実的な選択肢が、ほとんど、あるいは全く存在しないことから、負債の定義を満たすとしている。測定基礎には「市場価値」を使用する。（予備的見解 5-2）

IMF 特別引出権 (SDR) の仕訳例 (付録 F より)

	借方	金額 (CU)	貸方	金額 (CU)
加盟国が SDR の 配 分を受け取る	SDR 保有	125,000	SDR 配分	125,000
SDR の利息	SDR 保有	250	受取利息	250
	支払利息	250	SDR 保有	250
SDR 保有を売却して 外貨を得る	外貨	10,000	SDR 保有	10,000
SDR 保有 < SDR 配分 の場合の利息取引	SDR 保有	230	受取利息	230
	支払利息	250	SDR 保有	250
SDR 保有 > SDR 配分 の場合の利息取引	SDR 保有	300	受取利息	300
	支払利息	250	SDR 保有	250
SDR 会計の管理費	SDR 会計の管理費	2.5	SDR 保有	2.5

## 7. (参考) 我が国における会計処理

### (1) 流通通貨

紙幣は、日本銀行の貸借対照表に「発行銀行券」として額面で負債計上されている。また、硬貨は、財務省の貸借対照表に発行済み貨幣額が「その他の債務等」として額面で負債計上されている。

### (2) 貨幣用金

日本銀行の貸借対照表に「金地金」が取得原価で資産計上されている。また、財務省の貸借対照表には IMF から受け取った「金地金」が時価で資産計上されている。

### (3) IMF 関連商品

財務省の貸借対照表に IMF に対する出資金が「出資金」として4月末の純資産の換算額にその後の円出資額を加えた金額で資産計上されている。

また、特別引出権が「その他の債権等」として資産計上されており、特別引出権純累積配分額が「その他の債務等」として負債計上されている。平成 26 年度においては、特別引出権が特別引出権純累積配分額を上回っている。金額は4月末の SDR 換算額にその後の取引毎の受取額を加えている。

以 上